

	平成28年10月14日
所 属	選挙管理委員会事務局
所属長	次長 中村 知章
電 話	6489-6774

参議院議員通常選挙における投票所開設の遅れに関する職員の処分等について

1 被処分者及び処分内容等

- (1) 健康福祉局課長 戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号）
- (2) 選挙管理委員会事務局長 口頭厳重注意（尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱）

2 処分年月日

平成28年10月14日（金）

3 処分の概要

1(1)の被処分者は選挙人名簿抄本を持っていた投票管理者であったが、平成28年7月10日選挙当日、寝過ごしたため、定められた投票所開設時間の午前7時に間に合うように投票所に出勤できなかった。

選挙人名簿抄本がないため、午前7時に投票の開始ができず、投票所開設を待っていた有権者の中には帰られた方もおられ、その中には、結局、投票をされていない方もおられたと見られる。投票所の責任者自身が有権者の選挙権行使に多大な影響を与え、本市選挙業務の信頼を失わせたことは責任が重いものである。

よって、当該職員に対して、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき懲戒処分として戒告を行った。

また、今回は1(1)の被処分者によるものであるが、選挙人名簿抄本は従前から投票事務従事者が前日に持ち帰っていることから、今回のようなことが起こりえる危険性を察知し、その対応策を立てて投票事務従事者に周知徹底しておけば回避できた可能性は高かった。

よって、対応策の遺漏と今後の適正な選挙事務執行への戒めとして、1(2)の被措置者に対して、尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱の規定に基づき口頭厳重注意を行った。

以 上